

10 議案第76号関係

おいらせ町工場誘致奨励条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(奨励工場等の指定)</p> <p>第4条 前条に規定するものが指定工場等の指定を受けようとするときは、<u>町長に指定工場等指定申請書を、工場等の新設又は増設の着手前に提出しなければならない。ただし、町長が特に認める場合はこの限りではない。</u></p> <p>2 町長は、前項の申請が<u>あった場合</u>において、これを審査し、<u>適当と認めたときは、指定書を交付するものとする。</u></p> <p>3 前項の<u>指定書の交付をする場合</u>において、必要と認めるときは、条件を付することができる。</p>	<p>(奨励工場等の指定)</p> <p>第4条 前条に規定するものが指定工場等の指定を受けようとするときは、<u>別に定めるところにより町長に指定の申請をしなければならぬ。</u></p> <p>2 町長は、前項の申請が<u>あった場合</u>において、これを審査し、<u>適当と認めたときは、指定工場等としての指定を行うものとする。</u></p> <p>3 前項の<u>指定を行う場合</u>において、必要と認めるときは、条件を付することができる。</p>
<p>(奨励金)</p> <p>第5条 町長は、前条第2項の規定により指定工場等の<u>指定書の交付を受けた者</u>に対し、次に掲げる奨励金を交付する。</p> <p>(1) 工場操業奨励金</p> <p>(2) 雇用促進奨励金</p> <p>2 前項<u>第2号</u>の奨励金については、前項の規定によるもののほか、次の各号の要件すべてを満たすものに対して交付する。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(奨励金)</p> <p>第5条 町長は、前条第2項の規定により指定工場等の<u>指定を受けた者</u>に対し、次に掲げる奨励金を交付する。</p> <p>(1) <u>工場立地奨励金</u></p> <p>(2) 工場操業奨励金</p> <p>(3) 雇用促進奨励金</p> <p>2 前項<u>第3号</u>の奨励金については、前項の規定によるもののほか、次の各号の要件すべてを満たすものに対して交付する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(<u>工場立地奨励金</u>)</p>
<p>第6条 <u>削除</u></p>	<p>第6条 <u>町長は、指定工場等の操業の開始の日の1年後以降、工場立地奨励金（以下「立地奨励金」という。）を交付することができる。この場合において、交付する立地奨励金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の立地奨励金の額は、次に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>指定工場等の事業の用に供するための用地の取得価格の2分の1の額</u></p> <p>(2) <u>立地奨励金は、5,000万円を上限とす</u></p>

改正案	現行
	<u>る。</u>